

2024/07/22 (月) 13:30~15:00
京丹後市 峰山総合福祉センター

令和6年度 京丹後市
要保護児童対策地域協議会代表者会議

児童福祉法等の改正と 市町村の役割 (配付資料)

子どもの虹情報研修センター
川崎 二三彦

1

前口上

この度は、皆さまの貴重な会議にお招きいただき、ありがとうございます。振り返ると、今回お邪魔するのは、2022年5月に、ヤングケアラーの問題について話題提供して以来のこととなるかと思います。

さて、本日のテーマは、2022年(令和4年)の児童福祉法等の一部改正、特に市町村業務にかかる改正内容について理解し、実践に役立てることが中心だと考えています。改正法の殆どは本年4月に施行され、各地で積極的に取り組まれています、同時に、種々の課題もありそうです。

本日は、市町村業務にかかる点だけでなく、改正内容全般について触れることで、現在の児童福祉に求められているものは何かを概観し、市町村業務に関しては、サポートプランの作成や、活用のあり方についても、考えたいと思っています。

とはいえ、改正法は多岐にわたっており、それらを過不足なく説明するのは至難のわざと言わざるを得ません。皆さまからもしっかり学び、ともに考えていくつもりですので、よろしくお願いします。



2



2016年(平成28年)6月3日公布

3

制定時は…

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

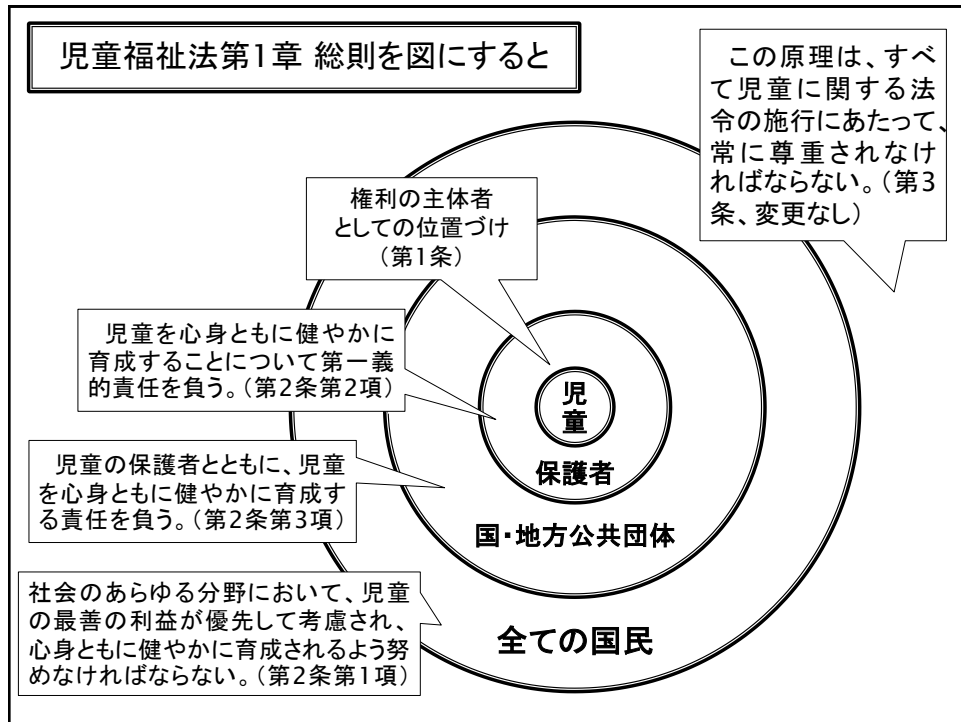
(改正前の) 児童福祉法第 1 条 第2項

改正後は…

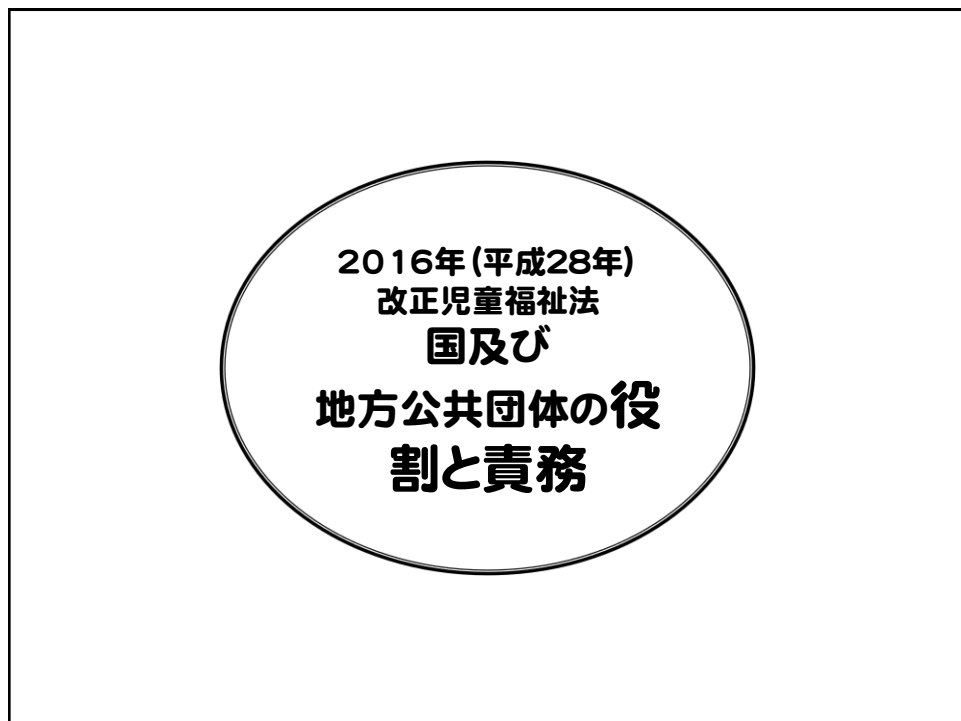
全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(改正後の) 児童福祉法第 1 条

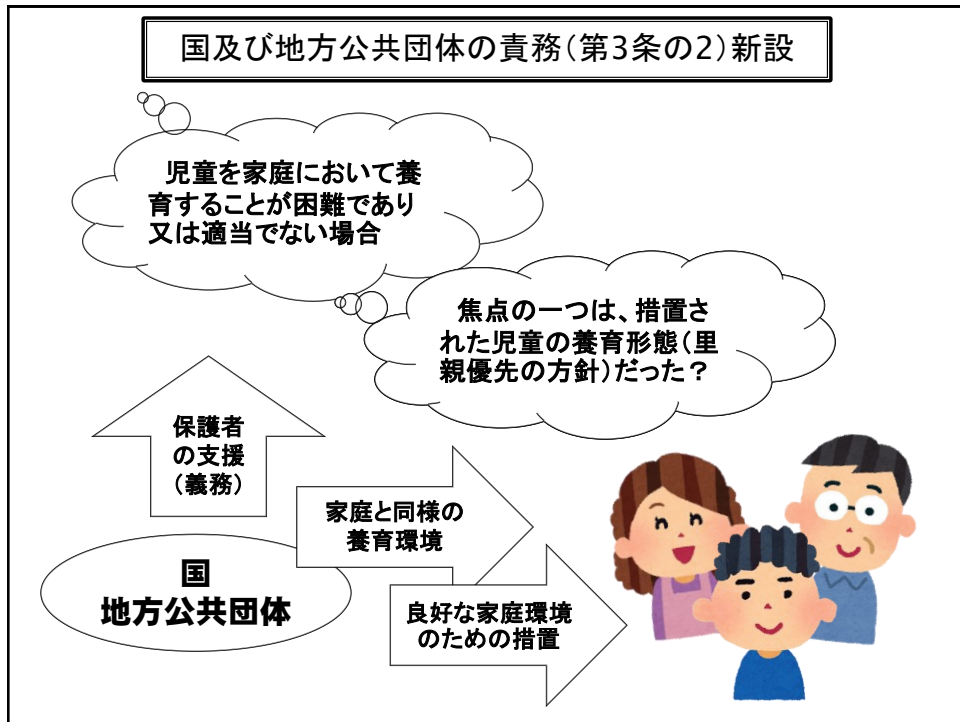
4



5



6



7

市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化(第3条の3)新設			
	市町村	都道府県	国
役割	基礎的な地方公共団体として、身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務。	市町村に対する助言、適切な援助。専門的知識・技術、市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務。	児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言、情報提供等。
具体例	施設入所等の措置を採らなかった児童の在宅支援。児童虐待の発生予防等。	一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等。	市町村、都道府県における体制等のあるべき水準の明確化、達成の方策の具体化。支援の質の均てん化。

8

2022年(令和4年) 児童福祉法 改正

原則2024年(令和6年)4月1日施行

9

改正法の概要から

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備
5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)

10

4. 児童の意見聴取等の 仕組みの整備

11

子どもの意見

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(令和5年3月)

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

アドボケイトにおける研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究 報告書

施設に行くときに意見を聞かれたか覚えていない。

施設に行くことが決まったときは、意見を聞かれたというよりも「施設に行くよ」という説明をされた感覚だった。「あ、はい」という感じ。

自分が施設にいる理由はなんとなく分かっているが、なぜこの施設に来ることになったのかは理解していない。

自分がなぜ施設にいるか全く知らない。希望や意見は聞かれたけれど、そこから何があって施設に入ることになったのかは分かっていない。

施設に対して「もっとこうしてほしい」という意見は言えるが、改善されない。例えば、うるさい人をうまく注意してほしいと言ったのに、満足に対応してくれなかった。言っても意味がないと思ってしまう。

ベッドの寝心地が悪いが、言っても変わらないな、とか、新しいから変えてくれないだろうな、と思うから言わない。

話しても無駄と思ってしまう。聞いてくれないし言い返されるから。

12

支援者の声

虹センターの研修に参加した人が、終了後に記載したアンケートから
子どもの声を聴くことに関する現状や課題を抜粋、要約しています。

子どもの達の声を知りたい。聴かなければと思いつつも、思うように聴く時間が作れない。

子どもから声が上がらないと、「特に話したいこともないんだな」「話すことも面倒なんだろう」などと決めつけ、関わりを終えてしまっていたと反省している。

親や子、関係機関からさまざまな「声」を聴く。しかし、どこまで寄り添えているかという、日々の忙しさにかまけて流していたり、「声」に気づけていないことがある。

児相ではケースワーク上、施設では管理上、学校や地域は安全上から、子どもの願いより大人の事情を優先していないか、考えないといけない。

子どもの意見は大事なのに、実際には戸惑い、尻込みをしてしまうところがある。思うに、どう答えていいかわからないことを言われたり、(制度の限界などから)きちんと返事できないことを、恐れているのかもしれない。

13

支援者の声(つづき)

問題行動に対して「注意する」というスタンスで対応しがちだったが、子どもの話を聞く姿勢、対話することがとても大切だと感じた。

子どもの声は、聴こうと思って構えると、本当の声を聴くことはできないのではないかと。というのは『じゃあ、どうしようかな?』『こうした方がいいかな?』と次の展開を考えてしまうから。

急いで課題を解決するのではなく、聞くこと、一緒にいることを大事にしなければならぬと反省した。

「子どもの声を聴く」とはどういうことなのか、制度は進んでいくが、現場は置いて行かれるような感覚がある。

母子保健では、保護者や養育者の想いに耳を傾けがちだが、こどもの願いを聴き、どういう支援が良いのかを考えることが必要だと感じた。

子どもの権利条約を批准した30年前、学校は荒れていた。当時は上から目線で指導し、こどもの声など聴いていなかったように感じる。ところが、対等な関係で生徒の声を聴き始めた頃から学校が立ち直っていった。

14

子どもの意見聴取と意見表明支援 意見聴取等措置 意見表明等支援事業	
児童相談所長に課せられた義務	児童福祉の知識がある第三者による事業実施は都道府県の努力義務
意見聴取等が必要とされる場面 一時保護、児童福祉司指導等、施設入所、里親委託等の決定、停止、解除、変更、期間の更新	
意見聴取の時期 原則は「あらかじめ」。ただし「児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがない」場合は事後に。 児童相談所は、児童の最善の利益を考慮した支援を行う必要がある。	子どものへのアクセス ⇒「定期訪問型」と「要請応答型」 (独立アドボカシー) 子どもの最善の利益を考えるのではなく、子どもの意見表明を支援し、意見を正確に伝える。 都道府県は、児童の意見又は意向に関し、(中略)児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

15

千葉県野田市 10歳女児虐待死事件
関連すると思われる事件ファイル
本児の同意を得ていたとしても、児相として面会をさせたいという判断が、本児の気持ちに優先されている可能性があり、本児の意向を尊重するという点で、課題があった(検証報告から)

16

2015年
相模原市・一時保護所
所持品検査事件

関連すると思われる 事件ファイル

一時保護には、子どもの権利を守る側面と、権利を制限する側面があるが、本事案は、事故を起こしてはいけない、子どもを守らなければならないという管理的な意識の延長線上で、行き過ぎた行為として起きてしまったものと考えられる。

所持品検査を目的に衣服を着脱させることは、子どもの同意を得たとしても、一時保護所に保護されている子どもは検査を拒みづらい状況を考えると、子どもの同意を得たことを根拠に所持品検査を行うことは肯定できず、子どもの権利を侵害していると言わざるを得ない。

17



2022年度に1週間以上一時保護された小中学生のうち、週4日以上通学した児童の割合が6%
児童相談所の一時保護所のこどもの通学割合は、0.7%

2024年3月改定の「一時保護ガイドライン」
一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

家庭復帰か里親や施設で暮らすのか人生の岐路。職員面接や里親とのマッチング、施設見学などが優先することもある。京都府の一時保護施設は3か所、ほとんどが物理的に通学困難。

18

1. 子育て世帯に対する 包括的な支援のための 体制強化及び事業の拡充

19

改正内容（下線部が新設された）

児童福祉法第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

サポートプラン

- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

20

母子保健法の改正内容 (赤字が改正)

第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

一～三(略)

四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第9条の2第2項の支援を行うこと

五 略

新設

第9条の2 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

第2項 市町村は、母性及びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性及びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

現行22条「母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない」は削除されました。

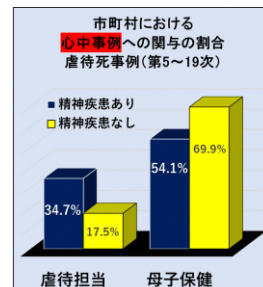
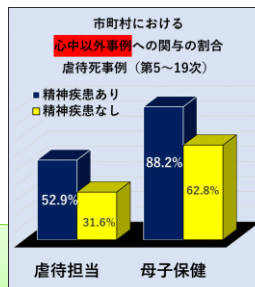


21

こども家庭センター なぜ設置するのか？



こども家庭センターの設置は市町村の努力義務とされています



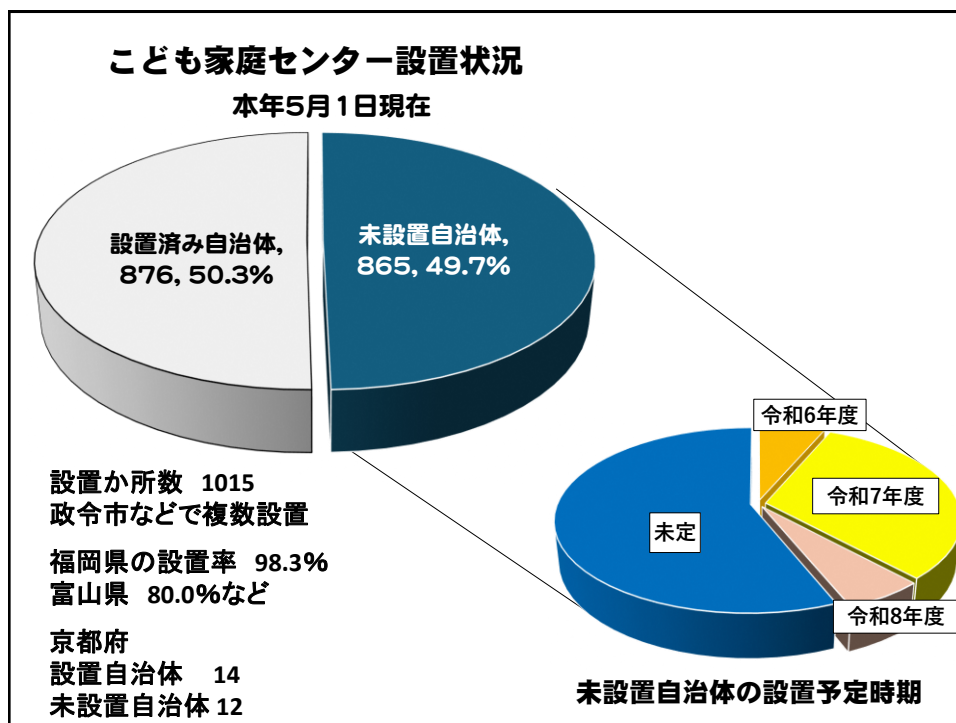
22

こども家庭センターについて ＜趣旨・目的＞

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

○ 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。（下線筆者）

23



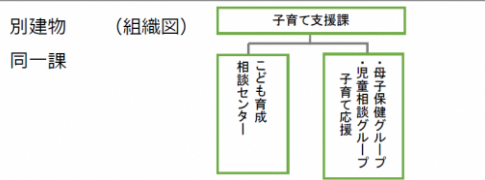
24

自治体の実情 ヒアリング調査から

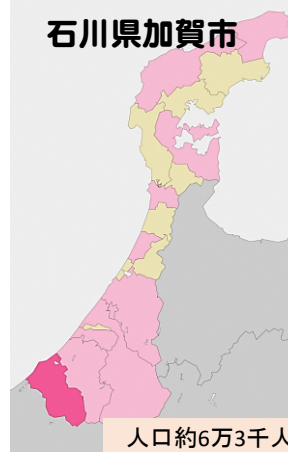
改正法施行前の
調査研究から



25



石川県加賀市



R4年度から同一課。児童相談業務に加え、母子保健、障がい児支援の相談機能を集約し、体制を一元化

母子保健、児童福祉で週1回ケース報告会を開催。こども育成相談センター、教育、障がい担当課を加え、2か月に1回合同会議を開催し、横断的に情報共有し連携

母子健康手帳交付時に面接、気になる妊婦にはその場で支援プランを作成し、手交。支援プランは、詳細な計画ではなく、利用できる支援・サービスをチェックするもの。全妊婦の3割程度に発行。

月1回の要対協で全員の支援計画と援助方針を作成・確認。

支援計画作成にあたっては、小学生以上の子どもは、本人から希望を確認する。定期訪問時に、日常会話の中で保護者や子どもに生活への思いを確認。

サポートプランを手交することになるのであれば、サービス利用者には手交可能だが、相談者にはメリットが見えにくいいため手交しづらい。

26

別建物 (組織図)

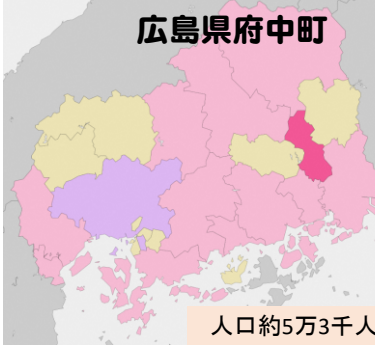
```

graph TD
    A[子育て支援課] --> B[こども家庭係(本庁)]
    A --> C[母子保健係(保健センター)]
    B --> D[子ども家庭総合支援拠点]
    B --> E[子育て世代包括支援センター(ネウボラふちゅう)]
    C --> F[子育て世代包括支援センター(ネウボラふちゅう)]
  
```

別組織 (異なる部)

```

graph TD
    G[福祉課] --> H[子ども家庭支援センター(拠点)]
    I[健康いきいき課] --> J[子育て世代包括支援センター]
  
```



広島県府中町

人口約5万3千人

令和元年に同一課。平成29年に町役場に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター(ネウボラふちゅう)を設置、保健センター内にも「ネウボラふちゅう」を置き、同じシステムで情報共有。離れていても問題はない。

母子保健係、こども家庭係に保健師を配置

月1回1時間、2か所の包括が集まりカンファレンスを行い、特定妊婦や気になる子どもの情報共有を行う

民間(シルバー人材センター)委託による養育支援訪問事業を実施。当事業利用時には支援計画を作成、保健師が頻回に訪問し、保護者の相談にのるなど関係性の構築を図っている

支援計画は計画作成時の保護者の参画や子どもの意見聴取があるが、手交はしないことが多い

27

別の建物 (組織図)

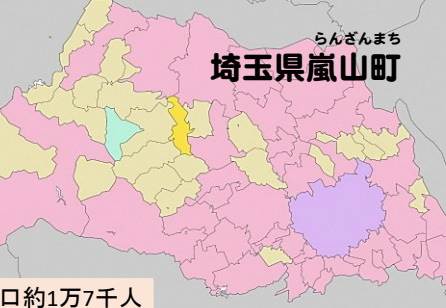
```

graph TD
    A[福祉課] --> B[子ども家庭支援センター(拠点)]
    C[健康いきいき課] --> D[子育て世代包括支援センター]
  
```

別組織 (異なる部)

```

graph TD
    E[福祉課] --> F[子ども家庭支援センター(拠点)]
    G[健康いきいき課] --> H[子育て世代包括支援センター]
  
```



埼玉県嵐山町

らんざんまち

人口約1万7千人

母子保健と児童福祉は別の部署だが、小さい町であり、すぐに相談し、会議を開催するなど顔の見える関係がある

日常的な会議のほか、月1回、母子保健と児童福祉の総合的な情報交換会議を行い、支援が必要な子どもをピックアップ

要対協の子どもに支援計画を作成。親も参画。子どもの変化について親とメール相談も含め、随時対話しており、計画は約3か月で見直す

母子保健は就学前、子ども家庭支援センターは就学後の状況を見るため、支援プランと支援計画は別の様式。詳細なものではなく、ざっくりとした様式。

子ども家庭支援センターで支援計画を作る際、特に虐待ケースは3歳までの家庭環境の影響が大きいので、必ず母子保健に、親子の生育歴を聞く

支援計画作成では子どもの意見も必ず確認している

28

同一建物
別組織

(組織図)

```

graph TD
    A[健康こども部] --> B[こども家庭支援センター]
    A --> C[母子保健課]
    B --> D[母子婦人相談室]
    B --> E[家庭児童相談室  
(介入班・支援班)]
  
```

**母子保健
と児童福
祉の関係**

保健と福祉は異なる課であるが、同一建物にあり、
情報共有や連携がスムーズ

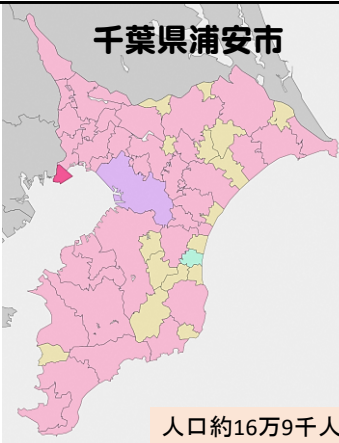
家庭児童相談室で毎週行う受理会議に母子保健
課係長が出席。乳幼児健診で気になる家庭があ
れば、すぐに家庭児童相談室に連絡が入り、面接
する。特に「子どもをたたくことがある」項目に
チェックが入ると、すぐに面談、要対協の登録児童
として対応

支援プランは保護者と一緒に作成し基本的には手交しているが、作成を拒否する
場合は、市で作成しているリーフレットを配布

支援計画は要対協登録児童、特定妊婦すべてに作成。支援計画は進行管理と
セットで管理できるようにしている

支援計画を作ることで関係機関等との支援方針の共有化が図りやすくなっている

千葉県浦安市



人口約16万9千人

29

サポートプラン について

30

サポートプランとは

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(令和5年3月)
「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究 報告書」から

目的・機能

- ①行政機関による支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定し、これらを関係者間で共有することで、効果的な支援に確実につなげる。
- ②支援対象者が、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促す。

作成に当たってはできる限り妊産婦やこどもの意見を
確認するとともに、原則として本人に手交する。

31



サポートプランを作成するにしても、支援メニューがなければプラン策定も難しい。市町村においては、4月に施行される各種事業を積極的に実施してほしい。

(こども家庭庁支援局虐待防止対策課 河村課長)

子育て世帯訪問支援事業とは、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業。(第6条の3第19項関係)

親子関係形成支援事業とは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。(第6条の3第21項関係)

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。(第6条の3第20項関係)

32

自治体の実情 アンケート調査から

33

市町村の取り組みの現状

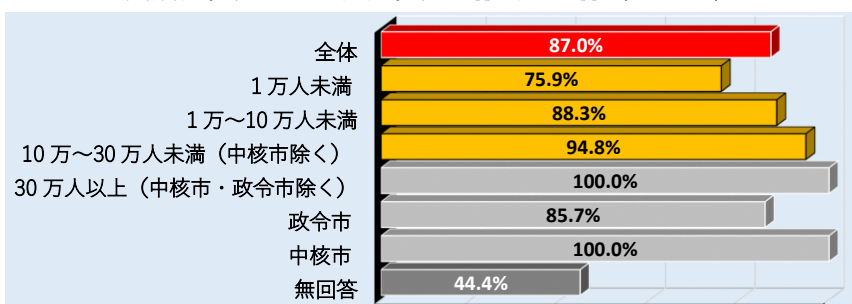
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(令和5年3月)
「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究 報告書」から

【支援プラン】

根拠：現行の母子保健法、現行の子育て世代包括支援センターガイドラインに様式例も含めて記載。

対象者：妊産婦や乳幼児、保護者等、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者。

支援プラン、セルフプランの作成自治体 (n=1004)



34

市町村の取り組みの現状

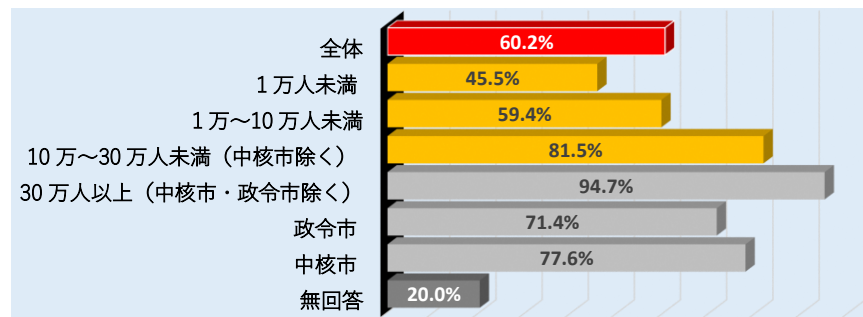
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(令和5年3月)
「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究 報告書」から

【支援計画】

根拠: 現行の市町村子ども家庭支援指針及び子ども家庭総合支援拠点
設置運営要綱に記載。法的な位置づけはなし。

対象者: 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等

支援計画作成の自治体 (n=1049)



35

令和5年度 第1回
市町村児童相談担当職員研修会

追加資料

在宅支援にかかる
各種事業について
自治体アンケート調査から

事業の法定化前に、
「令和3年度安心こども基金」
による事業実施自治体等への
調査を実施しています



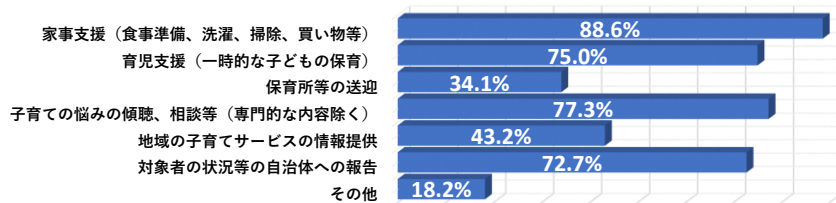
36

子育て世帯訪問支援臨時特例事業 及び養育支援訪問事業 市町村の取り組みの現状

株式会社 日本総合研究所(令和5年3月)
「新たな在宅支援体制の構築に向け各種事業の運営基準の策定に関する調査研究報告書」から
40自治体の調査(30自治体が回答)

支援の対象者は、要支援、要保護児童のいる家庭、特定妊婦、支援しなければそのような状態になるおそれのある家庭、ヤングケアラーのいる家庭など

訪問支援の内容



報告書には、利用頻度、利用料金、支援者の研修などについて記載されている。

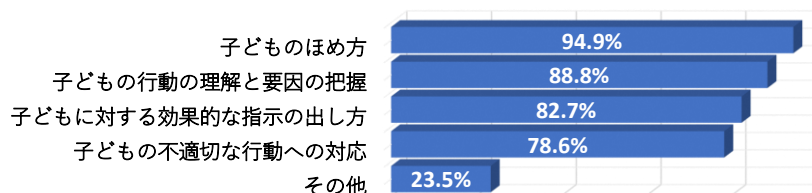
37

保護者支援臨時特例事業 市町村の取り組みの現状

株式会社 日本総合研究所(令和5年3月)
「新たな在宅支援体制の構築に向け各種事業の運営基準の策定に関する調査研究報告書」から
170自治体の調査(100自治体が回答)

ペアレントトレーニングの実施について。支援の対象者は、育児不安を抱える保護者などとしている場合が多いが(28自治体)、制限していない自治体も多い(21)。対象児については、未就学児の親は全ての自治体が対象としており、小学生は55.1%、中学生以上の子を持つ保護者は少ない。

プログラムの内容



報告書には、定員や、開催回数、開催頻度、実施時間、父親の参加などについて記載。

38

子どもの居場所支援臨時特例事業 市町村の取り組みの現状

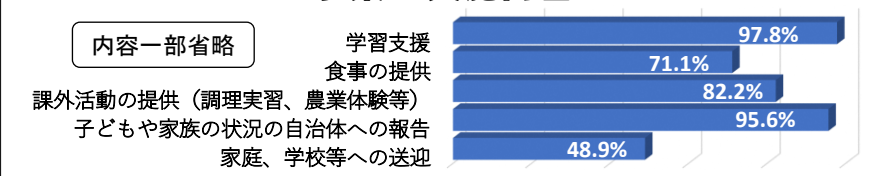
株式会社 日本総合研究所(令和5年3月)
「新たな在宅支援体制の構築に向け各種事業の運営基準の策定に関する調査研究報告書」から

160自治体の調査(37自治体が回答)

支援の対象者は「生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども」が最も多く、
ついで「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の
子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭」など。

事業としては、「子どもの 学習・生活支援事業」が最も多かった。対象者は小1
から中3までで約6割。

事業の実施内容



報告書には、開所曜日や時間、頻度、利用料金(ほぼ無償)、施設面積等について記載。

39

5. 一時保護開始時の判断 に関する司法審査の導入

40

一時保護制度の変遷

制定時条文

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

2000年改正 (平成12年)	一時保護の期間は原則2か月を超えてはならない(必要があればその限りではない)
2011年改正 (平成23年)	一時保護が親権者の意に反して2か月を越える場合、児童福祉審議会の意見を聴かねばならない
2016年改正 (平成28年)	一時保護の目的の明確化(安全の確保、児童の状況の把握)
2017年改正 (平成29年)	一時保護が親権者の意に反して2か月を越える場合、家庭裁判所の承認を得なければならない

41

新しい制度の概要(2025年6月1日施行予定)

児相長が一時保護を行うときは

- 一時保護を開始した日から7日以内に
- 一時保護の必要性を示した資料を添えて
- 裁判官に一時保護状を請求しなければならない
(保護開始前の請求も可能)
- 裁判官は要件に該当すると認めれば一時保護状を発する
明らかに必要がないと認めるときは、却下
- 却下されれば、速やかに一時保護を解除しなければならない
- ただし、保護しなければ生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、3日以内に限り、取り消し請求できる

例外

- 一時保護について親権者又は未成年後見人の同意がある
- 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

42

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等 に対する自立支援の強化

43

児童福祉法第6条の3第1項(下線改正)

この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等であるもの

二 満20歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

44

とりあえずのまとめ

日本の児童福祉、児童虐待対策は
子どもを権利の主体者と規定した
2016年の児童福祉法改正を一つの契機、起点として
さまざまな改革の途上にあるのではないのでしょうか。

2022年の法改正も、多岐にわたっていますが
それらを受け身的に捉えるのではなく
これまでの各自治体での実践をさらに発展させる立場で
地に足をつけた取り組み、工夫が
求められているように思います。

子どもの声を聴くことが、今回の改正のポイントの一つですが
現場の声を届け、施策に反映させることも
大変重要なことだと思います。
苦労も多いと思いますが、皆さまの取り組みに期待しています。

45

参考資料



動画にアクセスできる
QRコード。虹センター
ホームページからは、「教材」→「ミニ講座」と進めば、誰でも視聴できます。

ジェノグラムの描き方を、動画でわかりやすく解説しました。

全部視聴しても約90分、見たいところだけの試聴も、もちろん可能です。

PDF版・解説資料は、誰でもダウンロードできます。動画と合わせて活用すれば、理解が深まります。

パワポ版記号一覧も添付。ダウンロードすれば、すぐに使えます。

番外編では、作図を支援する動画を追加。こちらも参照してください。

本編（2016年制作）

- ① ジェノグラムとは？ （09分07秒）
- ② ジェノグラムの記号 （13分52秒）
- ③ 婚姻関係の表記 （15分55秒）
- ④-1 親子関係の表記 （16分06秒）
- ④-2 特殊な親子関係の表記（06分29秒）
- ⑤ 複雑な家族関係の表記 （17分46秒）
- ⑥ ジェノグラム活用上の留意点（15分52秒）

PDF版 解説資料

番外編（2022年制作）

- 動画① 基礎編（08分28秒）
- 動画② アニメ編（06分07秒）
- パワーポイント 記号一覧（おまけつき）

46

子どもの虹情報研修センターとは

○設置の経緯

児童虐待防止法の制定を受け、児童虐待及び思春期問題にかかわる職員を養成し、また高度専門情報を集約・発信する拠点として2002年4月に開設されました。おかげさまで設立23年目を迎え、こども家庭庁や横浜市のご支援のもと、以下の事業を展開しています。



○事業の内容

専門研修

子ども虐待や思春期問題に関わる機関や施設の指導的立場の支援者に対し、高度な実践力習得を目的とした研修を実施しています。

専門相談

子ども虐待に携わる支援機関等から、福祉、心理、医療、法律等について、電話等による専門相談に応じています。

専門情報の提供

虐待関連図書等の関係者への閲覧、図書・資料等の検索、援助機関向けに専門研修映像記録(DVD)の貸出しをしています。

研究活動

人材育成にかかる研究、児童虐待等に関する文献研究、海外情報の把握と分析、臨床上の課題にかかる研究等を実施しています。

ホームページでは、動画によるミニ講座も一般公開しています。

47

川崎 二三彦(かわさき ふみひこ)

子どもの虹情報研修センター センター長

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

e-mail: kawasaki@crc-japan.net

【経歴等】

京都府の各児童相談所で、心理判定員(児童心理司)、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー等として約30年あまり相談業務に従事。2007年(平成19年)4月から子どもの虹情報研修センター研究部長となり、2015年(平成27年)4月から現職。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員、委員長、社会福祉士試験委員副委員長、日本子ども家庭福祉学会副会長等を歴任。現在、日本子ども虐待防止学会理事、全国児童相談研究会(児相研)代表委員など。

【おもな著書】

『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか』(岩波新書 2019)

『虐待「嬰兒殺」事例と歴史的考察から考える子ども虐待死』(福村出版 2019 編著)

『うちに帰りたいときによむ本』(少年写真新聞社 2019 監修)

『虐待「親子心中」事例から考える子ども虐待死』(福村出版 2018 編著)

『日本の児童虐待重大事件 2000-2010』(福村出版 2014 編著)

『日本の児童相談—先達に学ぶ援助の技』(明石書店 2010 編著)

『いっしょに考える子ども虐待』(明石書店2008 編著)

『児童虐待—現場からの提言』(岩波新書 2006)など



48